



様式第16号(第12条関係)

令和8年 2月24日

三豊市長 山下 昭史 様

申請者 団体又は法人の所在地 三豊市山本町辻333番地 1
団体又は法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本
代表者氏名 清算人 田淵 暁
電話番号 0875-63-1501

地域内分権推進交付金実績報告書

令和7年 4月1日付け三政地第9号により交付金の交付決定等を受けた地域内分権推進事業について、下記のとおり実施したので、三豊市地域内分権推進交付金交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 実績報告額 7,933,624円

2 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 決算監査報告書
- (3) 財産目録
- (4) 貸借対照表
- (5) 収支計算書
- (6) 全役員名簿
- (7) 事業年度末の定款又は規約
- (8) その他市長が必要と認める書類

令和7年度事業報告書
(令和7年4月1日 ～ 令和7年11月14日)

法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

1. 事業の成果

(1) 全体評価

事業実施最終年度となることが決まり、第2四半期で活動を終了することとした。

安全部会、地域・交流部会、おれんじドア「結」と、推進隊山本活動終了以降の活動継続について協議しながら、備品の管理・保管方法についても決定していった。

(2) 重点事業の成果

①自主防災会支援事業

毎年実施してきた水防訓練、消火訓練は実施しなかったが、4地区の自主防災会が今後も活動を継続することが決まり、推進隊山本が保管していた備品は河内地区自主防災会等で管理・保管・使用していただくこととなった。予定していた防災デイキャンプは、申し込みが無かったため中止したが、9月に実施した「防災講演会」では、三豊市防災士会の黒川太一氏と、防災指導員の武内康高氏に講師をお願いし、それぞれ「物と心の備えが重要」、「自主防災組織の大切さ」について話され、64名の参加者だった。

②魅力あふれる地域づくり事業

まち町ファームでは、耕作放棄地利用活動として推進隊山本会員による農園活動を継続して実施した。7月には天神山ふれあいの森遊歩道整備を実施した。

③魅力発信事業

山本町を考える交流会は、竹林クラブで、人を呼び込むための活動として整備を続け、タケノコ掘りイベントを4月に5回開催し26組53名の参加があった。5月にはNPO法人日和との共催で、第9回山本まち町マルシェを実施し、約150名の来場があった。また、8月にはプログラミング教室を実施し、2組4名の参加があった。

④広報事業

山本町暮らしの情報は12月号で終了とし、広報誌は11月1日に最終号を発行した。

⑤おれんじドア「結」

10月以降は、任意団体のおれんじドア「結」として活動を継続することとなった。

(3) 移譲業務他

電話での問い合わせや住民からの要望にも適切に対応することができた。また、自治会、地区衛生の事務局としても臨機応変に対応し、全般的には、つつがなく移譲業務を執行できた。

2 個別事業報告書

(1)

事業名	魅力あふれる地域づくり事業（天神山ふれあいの森遊歩道整備）		
事業目的	平成26年度より財田西地区老人会が主に企画して、共催事業として高齢者の地域貢献と健康維持、地域交流につながる整備活動を実施している「天神山ふれあいの森」の遊歩道・展望台・キャンプ場及び梅園を、地域資源の有効活用の面からも支援する。		
事業内容	遊歩道の落葉かき、草刈り、清掃作業、雑木の伐採等を行った。		
実施日時	7/19（土）		
実施場所	天神山遊歩道・梅園		
受益者	山本町住民他	従事人数	11人
本事業の評価	地域の老人会との共催事業として、地域交流活動ができた。	次年度以降の実施予定	継続・ 廃止
決算額	収入額	2,166円	支出額 2,166円
	内訳 受取交付金	2,166円	内訳 食糧費 1,166円
			保険料 1,000円

(2)

事業名	魅力あふれる地域づくり事業 （耕作放棄地利用活動「まち町ファーム」）		
事業目的	令和3年度より、参加者全員で作物を栽培していく形の農園として立ち上げた河内地区内の農地にて、栽培を行い、できた作物は参加者に配分したり、推進隊の事業活動に利用するなど、眠っている農地を有効利用する。		
事業内容	作付け作物は、じゃがいも、さつまいも、玉ねぎ、落花生等である。		
実施日時	4/20 5/25 6/8 7/13 9/15		
実施場所	細川農園		
受益者	山本町住民他	従事人数	24人
本事業の評価	農園も多くの参加があり、参加者が充分満足できる活動が出来た。	次年度以降の実施予定	継続・ 廃止
決算額	収入額	30,894円	支出額 30,894円
	内訳 受取交付金	30,894円	内訳 地代家賃 10,000円
	受取負担金	円	諸謝金 12,000円
			消耗品費 8,894円

(3)

事業名	健全育成事業（山本幼稚園の農園運営協力活動）		
事業目的	山本幼稚園の自然愛護活動・食育活動等に寄与することを目的として、農園運営に対する協力を行う。		
事業内容	令和2年度より開設された山本幼稚園の敷地内の農園は、園児たちが園生活の中で花や作物を育て、収穫し、消費するまでを体験できる貴重な場である。 幼稚園と連絡を取り合い、要望に沿って農園運営に協力する。 苗・種・肥料等は幼稚園が購入する。		
実施日時			
実施場所	山本幼稚園農園		
受益者	山本町住民他	従事人数	2人
本事業の評価	園児が作物を育て、収穫し、消費するまでを体験できる貴重な場として協力できた。	次年度以降の実施予定	継続・ ~~廃止~~
決算額	収入額	0円	支出額
			0円

(4)

事業名	広報事業（山本町暮らしの情報）		
事業目的	山本町内の行事・ごみ収集日などを、住民に周知することを目的とする。		
事業内容	保育所、幼稚園、小学校、中学校の行事予定・山本町公民館、各分館等の行事・ごみ収集日など身近な情報を把握できるカレンダーを毎月発行する。		
実施日時	4/23 5/26 6/23 7/24 8/22 9/19 10/24		
実施場所	事務所・山本支所会議室		
受益者	山本町住民	従事人数	9人
本事業の評価	一か月の予定が把握でき、町内の各種行事に参加しやすくなっている。	次年度以降の実施予定	継続・ ~~廃止~~
決算額	収入額	3,960円	支出額
	内訳 受取交付金	3,960円	内訳 消耗品費
			3,960円

(5)

事業名	広報事業（広報紙の発行）		
事業目的	まちづくり推進隊山本の活動を地域住民に知ってもらうことを目的とする。		
事業内容	会員相互の親睦をはかりながら年1回発行し、NPO法人まちづくり推進隊山本の広報資料とする。今年度は第21号（最終号）の発行となる。発行月は、11月で、A4サイズ6ページでの発行とした。		
実施日時	11/1発行		
実施場所	事務所		
受益者	山本町住民	従事人数	7人
本事業の評価	推進隊山本の活動が、広く町民に周知できている。	次年度以降の実施予定	継続・ 廃止
決算額	収入額	122,100円	支出額 122,100円
	内訳 受取交付金	122,100円	内訳 印刷製本費 122,100円

(6)

事業名	魅力発信事業（山本町を考える交流会）		
事業目的	推進隊山本の活動を持続可能な活動とするには、女性の参加を増やすことが第一と考える。 そこで、女性の目線で自由に話せる場（意見交換会）や交流イベントを、山本町の魅力を発信することを目的に企画する。		
事業内容	NPO法人日和と共催で「第9回山本まち町マルシェ」を、5月18日開催した。		
実施日時	5/18		
実施場所	NPO法人日和		
受益者	山本町住民、会員	従事人数	150人
本事業の評価		次年度以降の実施予定	継続・ 廃止
決算額	収入額	17,082円	支出額 17,082円
	内訳 受取交付金	7,282円	内訳 保険料 6,580円
	受取負担金	9,800円	消耗品費 10,502円

(7)

事業名	魅力発信事業（やまもとICTサークル）			
事業目的	「情報発信の魅力」と「問題解決の楽しさ」を主目標とする。 まちの魅力発見とともに、風景や伝承をデータとして残していく。 スマートフォン・タブレットに慣れ、地域ICT活用のきっかけとする。 ICTを活用した世代間交流の大切さを伝える。地域児童と会員の交流機会を持つ。			
事業内容	「プログラミング教室 ロボット入門」を実施し、地域課題をICTで解決する取り組みにつなげた。			
実施日時	8/9			
実施場所	山本支所 2階大会議			
受益者	山本町住民、会員	従事人数	4人	
本事業の評価	夏・春休み企画として、家族でロボットに触れることで、ICT活用のきっかけ作りの場を提供できた。	次年度以降の実施予定	継続・ 廃止	
決算額	収入額	1,000円	支出額	0円
	内訳 受取交付金	円	内訳 消耗品費	円
	受取負担金	1,000円	諸謝金	円

※他事業の赤字に充当

(8)

事業名	魅力発信事業（竹林クラブ）			
事業目的	「放置竹林という空間を、魅力あるものに変えていき、いい時間を提案する」という活動方針の元、様々な問題を引き起こしている竹林との付き合い方(整備、遊び)を学び、実践をしてきた			
事業内容	笹堀りましょー！を4月に5回実施し、大人52名、小人1名が参加した。			
実施日時	4/4・12・16・19・23・26・29 5/14 6/19 9/25			
実施場所	神田地区 岩倉氏所有の竹林			
受益者	山本町住民、会員	従事人数	53人	
本事業の評価	地域交流の場としてだけでなく、竹林の魅力を発信できた。	次年度以降の実施予定	継続・ 廃止	
決算額	収入額	53,000円	支出額	44,405円
	内訳 受取交付金	0円	内訳 消耗品費	36,405円
	受取負担金	53,000円	保険料	3,000円
			地代家賃	5,000円

※他事業の赤字に充当

(9)

事業名	自主防災会支援事業（防災講演会）		
事業目的	山本町では、自治会単位、地区単位で自主防災組織が立ち上がり活動しているが、南海トラフ大地震発生の予想、局地的集中豪雨の発生等を踏まえ、山本町防災組織の体制づくりを見据えながら、自主防災組織の支援・平時の防災啓発活動（防災講演会）を行うことを目的にする。		
事業内容	冊子地震防災を自治会長に配布した。 防災講演会開催		
実施日時	9/13		
実施場所	山本支所2階大会議		
受益者	山本町住民、会員	従事人数	64人
本事業の評価		次年度以降の実施予定	継続・ 廃止
決算額	収入額	35,465円	支出額 35,465円
	内訳 受取交付金	35,465円	内訳 諸謝金 6,200円
			新聞図書費 4,675円
			消耗品費 17,756円
			食糧費 6,834円

(10)

事業名	危機管理事業（災害に強いまちづくり）		
事業目的	災害時に対応できる町民を増やし、また地域のリーダーとして活動できる人材を育成するため、山本町住民や自主防災会などに年2回防災訓練（水防訓練・消火訓練）を開催する。また、防災訓練活動の支援のため推進隊山本で保有している資器材の貸出を行う。		
事業内容	防災・減災に向けた防災啓発活動として、各自主防災会員に資器材の貸し出しを行った。		
実施日時			
実施場所	各地区		
受益者	山本町住民、会員	従事人数	2人
本事業の評価	町民の防災意識の向上と、自主防災会への貸し出しが出来た。	次年度以降の実施予定	継続・ 廃止
決算額	収入額	0円	支出額 0円
	内訳 受取交付金	円	内訳 消耗品費 円

(11)

事業名	人材育成事業（活動参加仕組み作り）			
事業目的	まちづくり活動に参加し易い環境を整え、各会員が継続して活動に参加できるような仕組み作りのシステム化を目的とする。会員相互の一体感を強める効果と、活動を楽しみながら参加できるシステムを目指す。			
事業内容	昨年度より、さらなる会員参加を促すため、引き続き会員への周知を行い、活動参加を促した。今年度のポイント達成者は18名分だった。			
実施日時	令和7年4月～令和7年9月			
実施場所	山本町			
受益者	会員	従事人数	18人	
本事業の評価	記念品の交換額を引き下げたが、マルシェ等の運営もスムーズにできるなど、活動参加者が増える仕組みを提供できている。	次年度以降の実施予定	継続・ 廃止	
決算額	収入額	53,000円	支出額	53,000円
	内訳 受取交付金	53,000円	内訳 諸謝金	53,000円

(12)

事業名	人材育成事業（プチボラ人材派遣活動）			
事業目的	会員の豊富な経験（特技・能力・専門知識等）を今後のまちづくり活動に活かし、推進隊山本の活動をレベルアップするために「人材バンク」を創設。会員の豊富な経験を生かし、推進隊山本として社会貢献できるシステムを構築する。事業内容を情報発信し、他の団体に利用してもらう。			
事業内容	ウォーキングイベントの救護員2回（派遣1回に対し3,000円の商品券を支給する。）。			
実施日時				
実施場所				
受益者	会員	従事人数	0人	
本事業の評価	参加者への緊急対応が可能になり、安心してイベント活動ができるよう支援することができた。	次年度以降の実施予定	継続・ 廃止	
決算額	収入額	0円	支出額	0円
	内訳 受取交付金	円	内訳 諸謝金	円

(13)

事業名	高齢者生活サポート事業（おれんじドア「結」開催）			
事業目的	人生100年時代、認知症は「年をとればだれでもなる可能性がある」といわれていて、高齢者の最も多い関心事の一つです。（認知症の人は2025年の推計472万人）そこでおれんじドア「結」の活動は、地域住民が認知症に対して「正しい知識」を学び、旧い認知症観を理解し、そして「認知症と共に地域で生活できる」そんな地域共生社会の実現を目指しています。			
事業内容	・三豊市認知症カフェ事業の委託を受け、月1回活動しました。 ・メイン会場（老人ふれあいプラザ）3回開催。出張会場3回開催 ・カフェは3部構成で実施しており、①専門職による「認知症についてのミニ講話」と②作業療法士等による「認知症予防体操」、そして③会話を中心とした「カフェタイム」で活動しております。			
実施日時	4/16 5/30 6/18 7/8 8/20 9/18			
実施場所	山本町老人ふれあいプラザ・西上自治会場・神田分館・河内分館			
受益者	山本町住民、会員		従事人数	130人
本事業の評価			次年度以降の実施予定	継続 ☒ 廃止
決算額	収入額 65,000円		支出額 64,886円	
	内訳 受取交付金 0円		内訳 消耗品費 21,122円	
	受取負担金 13,000円		賄材料費 21,454円	
	受託事業収益 52,000円		食糧費 4,731円	
			諸謝金 15,000円	
			新聞図書費 1,879円	
			保険料 700円	

※他事業の赤字に充当

(14) 移譲業務

事業名	公共施設管理			
事業目的	公共施設内の消耗品等の補充業務と、農林水産課・健康課と連携し軽微な修繕を行う。			
事業内容	山本町保健センター・山本町農村環境改善センター・山本町老人ふれあいプラザの3施設が対象。			
実施日時	令和7年4月～7年11月			
実施場所	山本町保健センター・老人ふれあいプラザ・山本町農村環境改善センター			
受益者		従事人数	2人	
本事業の評価		次年度以降の実施予定	継続・ ☒ 廃止	
決算額	収入額	5,174円	支出額	5,174円
	内訳 受取交付金	5,174円	内訳 消耗品費	5,174円

(15)

事業名	交通安全		
事業目的	交通安全週間中、山本町内の交差点で交通安全キャンペーン活動を支援する。		
事業内容	キャンペーン活動実施時に、のぼり旗を持参し活動の支援をする。 使用用具を指定場所にて保管。		
実施日時	4/10 7/7 9/30		
実施場所	長瀬交差点・山本支所前交差点		
受益者	山本町住民他	従事人数	2人
本事業の評価	キャンペーン実施時に活動支援を行い、交通事故防止の一助となっている。	次年度以降の実施予定	継続 ☒ 廃止
決算額	収入額	2,332円	支出額 2,332円
	内訳 受取交付金	2,332円	内訳 食糧費 2,332円

(16) 移譲業務

事業名	三豊市自治会連合会山本支部事務局		
事業目的	三豊市自治会連合会山本支部事務局を担当する。		
事業内容	総会・役員会の開催、助成金の支払い、防犯灯の受付業務、広報送付作業と管理、その他を移譲業務として担当する。		
実施日時	令和7年4月～7年11月		
実施場所	山本支所1階会議室・2階大会議室		
受益者	山本町住民	従事人数	2人
本事業の評価		次年度以降の実施予定	継続・ ☒ 廃止
決算額	収入額	295,000円	支出額 295,000円
	内訳 受取交付金	295,000円	内訳 支払助成金 295,000円

(17) 移譲業務

事業名	三豊市地区衛生組織連合会山本支部事務局		
事業目的	三豊市地区衛生組織連合会山本支部の事務局を担当する。		
事業内容	支部事業等（役員会・総会・その他事業）を推進する。		
実施日時	令和7年4月～7年11月		
実施場所	山本支所会議室		
受益者		従事人数	2人
本事業の評価		次年度以降の実施予定	継続・ ☒ 廃止
決算額	収入額	一円	支出額 一円
	内訳		内訳
	※三豊市地区衛生組織連合会山本支部（別会計）として事業を実施		

(18) 移譲業務

事業名	その他の移譲業務		
事業目的	その他の移譲業務について事務局を担当する。		
事業内容	グリーンパトロールの窓口業務、イベント用品貸出しに関する受付業務他		
実施日時	令和7年4月～7年11月		
実施場所	山本町内		
受益者	山本町住民	従事人数	2人
本事業の評価		次年度以降の 実施予定	継続・ ~~廃止~~
決算額	収入額	—円	支出額
			—円

3 総会、代議員会、理事会等の開催状況

会議名	特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本通常総会		
開催日時	令和7年 4月28日 19時～ 20時50分	出席状況	18人 (委任状25人)
審議及び議決 内容	第1号議案 議事録署名人選任について 第2号議案 令和6年度事業報告・決算報告について 第3号議案 監査報告について 第4号議案 役員選任について 第5号議案 令和7年度事業計画（案）・収支予算（案）について		

会議名	第1回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開催日時	令和7年 4月21日 19時～20時50分	出席状況	理事 8人 監事 1人
審議及び議決 内容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 令和6年度事業報告及び収支決算の承認について 第3号議案 令和7年度事業計画（案）/予算（案）について 第4号議案 令和7年度総会について		

会議名	第2回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開催日時	令和7年 7月24日 19時～20時15分	出席状況	理事 10人 監事 1人
審議及び議決 内容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 令和7年度第一四半期決算報告について 第3号議案 備品の廃棄・消耗品の譲渡等について		

会議名	第3回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開催日時	令和7年 9月19日 19時～20時	出席状況	理事 9人 監事 1人
審議及び議決 内容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 活動結果報告について 第3号議案 備品・消耗品の譲渡等について 第4号議案 臨時総会について		

会議名	第4回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開催日時	令和7年 10月21日 19時～20時15分	出席状況	理事 9人 監事 1人
審議及び議決内容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 活動結果報告について 第3号議案 第2四半期の活動結果報告について 第4号議案 備品の廃棄・消耗品の譲渡等について 第5号議案 繰越金の分配について		

会議名	第5回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開催日時	令和7年10月31日 19時～20時	出席状況	理事 9人 (委任状1通) 監事 1人
審議及び議決内容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 臨時総会について 第3号議案 備品の譲渡・廃棄・売却について		

会議名	特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本臨時総会		
開催日時	令和7年11月14日 19時～20時15分	出席状況	41人 (委任状22人)
審議及び議決内容	第1号議案 議事録署名人選任について 第2号議案 法人の解散について 第3号議案 清算人の選任について 第4号議案 残余財産の処分について		

様式第18号(第12条関係)

決算監査報告書

法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本
代表者氏名 清算人 田淵 暁 様

令和7年度(令和7年4月1日から令和8年2月20日まで)の事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

令和 8 年 2 月 20 日

法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

監事 岩本 忠博 

監事 秋山 孝裕 

この写しは、決算監査報告書の原本と相違ありません。

令和8年2月20日

法人の所在地 三豊市山本辻333番地1

法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

代表者の氏名 清算人 田淵 暁



決 算 報 告 書

第 14 期

自 令和 7年 4月 1日

至 令和 8年 2月24日

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

香川県三豊市山本町辻 3 3 3 番地 1



活 動 計 算 書

[税込] (単位:円)

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 2月24日

【経常収益】

【受取助成金等】

受取負担金	76,800	
受取交付金	7,933,624	8,010,424

【事業収益】

受託事業収益		52,000
--------	--	--------

【その他収益】

受取 利息	4,807	
経常収益 計		8,067,231

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

人件費計	0	
------	---	--

(その他経費)

諸 謝 金(事業)	86,200	
印刷製本費(事業)	122,100	
消耗品 費(事業)	111,880	
食 糧 費(事業)	15,063	
賄材料費(事業)	21,454	
地代 家賃(事業)	15,000	
減価償却費(事業)	23,113	
保 険 料(事業)	11,280	
新聞図書費(事業)	6,554	
支払助成金	295,000	
その他経費計	707,644	
事業費 計		707,644

【管理費】

(人件費)

給料 手当	5,788,123	
役員 報酬	180,000	
役員議事報償費	223,000	
法定福利費	605,925	
福利厚生費	14,300	
人件費計	6,811,348	

(その他経費)

印刷製本費	104,035	
会 議 費	1,922	
車両燃料費	14,400	
通信運搬費	153,029	
消耗品 費	90,484	
水道光熱費	47,700	
減価償却費	33,444	
保 険 料	△45,145	
リース 料	10,692	
租税 公課	4,000	
業務委託料	16,203	

活 動 計 算 書

[税込] (単位:円)

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 2月24日

支払手数料	169,225	
その他経費計	599,989	
管理費 計		7,411,337
経常費用 計		8,118,981
当期経常増減額		△51,750
【経常外収益】		
経常外収益 計		0
【経常外費用】		
固定資産除却損	156,934	
寄付金	110,400	
経常外費用 計		267,334
税引前当期正味財産増減額		△319,084
当期正味財産増減額		△319,084
前期繰越正味財産額		334,304
次期繰越正味財産額		15,220

貸借対照表

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本
全事業所

[税込] (単位:円)
令和 8年 2月24日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		前受交付金	668,376
小口 現金	30,000	流動負債 計	668,376
普通 預金	653,596	負債合計	668,376
現金・預金 計	683,596	正 味 財 産 の 部	
流動資産合計	683,596	【正味財産】	
		前期繰越正味財産額	334,304
		当期正味財産増減額	△319,084
		正味財産 計	15,220
		正味財産合計	15,220
資産合計	683,596	負債及び正味財産合計	683,596

財 産 目 録

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本
全事業所

[税込] (単位:円)
令和 8年 2月24日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

小口 現金

30,000

普通 預金

653,596

現金・預金 計

683,596

流動資産合計

683,596

資産の部 合計

683,596

《負債の部》

【流動負債】

前受交付金

668,376

流動負債 計

668,376

負債の部 合計

668,376

正味財産

15,220

損益計算書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本
全事業所

[税込] (単位:円)

自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 2月24日

【経常収益】

【受取助成金等】

受取負担金 76,800

受取交付金 7,933,624

【事業収益】

受託事業収益 52,000

【その他収益】

受取 利息 4,807

経常収益 計

8,067,231

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

人件費計 0

(その他経費)

諸 謝 金 (事業) 86,200

印刷製本費(事業) 122,100

消耗品 費(事業) 111,880

食 糧 費(事業) 15,063

賄材料費 (事業) 21,454

地代 家賃(事業) 15,000

減価償却費(事業) 23,113

保 險 料(事業) 11,280

新聞図書費 (事業) 6,554

支払助成金 295,000

その他経費計 707,644

事業費 計

707,644

【管理費】

(人件費)

給料 手当 5,788,123

役員 報酬 180,000

役員議事報償費 223,000

法定福利費 605,925

福利厚生費 14,300

人件費計 6,811,348

(その他経費)

印刷製本費 104,035

会 議 費 1,922

車両燃料費 14,400

通信運搬費 153,029

消耗品 費 90,484

水道光熱費 47,700

減価償却費 33,444

保 險 料 △45,145

リース 料 10,692

租税 公課 4,000

業務委託料 16,203

損益計算書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本
全事業所

[税込] (単位:円)
自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 2月24日

支払手数料	169,225	
その他経費計	599,989	
管理費 計		7,411,337
経常費用 計		8,118,981
当期経常増減額		△51,750
【経常外収益】		
経常外収益 計		0
【経常外費用】		
固定資産除却損	156,934	
寄付金	110,400	
経常外費用 計		267,334
税引前当期正味財産増減額		△319,084
当期正味財産増減額		△319,084
前期繰越正味財産額		334,304
次期繰越正味財産額		15,220

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県三豊市山本町辻 333 番地 1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三豊市と相互に協力しながら、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい山本町を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、安全・安心な生活環境及び活力と魅力あふれる良好なコミュニティの実現を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域住民の交流に関する事業
- (2) 安全、安心、防災に関する事業
- (3) 環境保全に関する事業
- (4) 健康及び福祉に関する事業
- (5) 自治会活動との連携に関する事業
- (6) 公民館活動との連携に関する事業
- (7) 関係諸団体との連携に関する事業
- (8) その他目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、一般会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する意思表示をして入会した個人又は団体

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 入会金及び年会費は、無料とする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 本人が死亡したとき。
- (4) 賛助会員である団体が消滅したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第12条 この法人に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理事3人以上16人以内
 - (2) 監事2人以上5人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
- 3 副理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
- 4 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。ただし、役員全員が辞任し、新たに後任の役員が選任されたときは、後任の役員が選任された日を起算日として新たな任期とする。
- 5 前4項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていないときは、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 6 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあっては理事会又は総会の議決により、監事にあっては総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、報酬を受けることができる。ただし、報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1を超えてはならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長及びその他の職員を置く。

2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この法人と雇用契約を締結する。

3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。

4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業年度当初における事業計画及び活動予算の承認

(5) 事業報告及び活動決算の承認

(6) 理事の選任又は解任

(7) 監事の選任又は解任

(8) 理事及び監事の職務及び報酬

(9) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 一般会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号に規定するときを除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める一般会員に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、一般会員総数の2分の1以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の2分の1以上の同意があるときは、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は一般会員が総会の目的である事項について提案した場合において、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各一般会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定に関わらず、一般会員は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。

4 前2項の規定により表決した一般会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 一般会員総数及び出席者数(書面表決者又は電磁的方法による表決者もしくは表決委任者があるときは、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び活動決算
- (3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) その他運営に関する必要な事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める理事に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があったときは、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

- 3 前項の規定に関わらず、理事は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。
- 4 前2項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業の資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項の変更については所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 法人が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 一般会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、一般会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（前条第1項第4号及び第5号による解散を除く。）をしたときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した一般会員の過半数の議決を経て選定される団体に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において一般会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 活動の区域

(活動の区域)

第54条 この法人の活動区域は、香川県三豊市山本町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第11章 雑則

(雑則)

第56条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	藤田	等
副理事長	圖子	鎮雄
副理事長	近藤	雅春
理事	岩倉	道夫
同	中西	克人
同	永田	剛之
同	藤原	啓子

同	藤田 穂
同	藤川 香織
同	小野 洋二
同	高橋 寛栄
同	森 善四郎
同	近藤 クミ子
同	岩本 忠博
監事	秋山 章裕
同	白川 晶弘

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条の規定に関わらず、成立の日から平成 27 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定に関わらず、成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

これは、当法人の定款の原本に相違ありません。

香川県三豊市山本町辻 3 3 3 番地 1

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

理 事 長 田 淵 暁

